

## 住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第67号  
〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 2012.9.25.  
Tel 048-458-6248 (鈴木) 048-458-6249 (阪東) FAX 048-458-6253

### 2012年山口フォーラム

#### (公衆衛生学会自由集会)開催のお知らせ

日時 2012年10月24日(水)  
午後6時～8時

場所 カリエンテ山口 第2研修室  
(山口市湯田温泉5-5-22 TEL083-933-0001)

#### テーマ 肢体不自由児の在宅生活・在宅環境を考える

住まいは誰にとっても、安全で健康を支えるものでなければなりません。

今回は肢体不自由児の在宅生活・在宅環境をテーマに、安全で負担の少ない介助方法や住環境整備のあり方、専門職による在宅生活の支援のあり方などについて、報告・意見交換を行います。

公衆衛生学会参加者の方はもちろん、お知り合いを誘いあつてご参加ください。

なお、報告に関連した子どもの入浴介助の啓発パンフレットが、以下のサイトからダウンロードできます。こちらをご覧ください。

[http://www.niph.go.jp/soshiki/09seikatsu/arch/120316\\_nyuyoku.pdf](http://www.niph.go.jp/soshiki/09seikatsu/arch/120316_nyuyoku.pdf)

### 2012年『住まいと健康フォーラム』

#### 総会及び全国フォーラム報告

2012年6月15日(金)に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが国立保健医療科学院で開催されました。当日は、環境衛生監視員・研究者らが約60名集まり議論を行いました。以下簡単に報告します。

##### ★総会

2011年度の事業報告及び会計報告、2012年度の事業計画及び予算の提案がなされ、拍手で承認されました。

##### ★全国フォーラム

まず、事務局である国立保健医療科学院 鈴木 晃さんより今回のフォーラムのねらいを話していただきました。

「今回の全国フォーラムでは、環境衛生監視員(以下環監)の持っている監視指導の技術を、居住衛生に活かすために必要なことは何かについて、議論したいと考えています。

まず、居住衛生に対して支援することが必要とされる、日本固有の状況について、確認しておきます。先進諸国では多くの国で住居法が定められていますが、日本には住居法がありません。オフィスビルには建築物衛生法があり、この法律のおかげで、

いわゆるシックビルディングシンドローム（以下SBS）が起きなかったと言われて  
います。SBSとは、省エネで換気不足になったビルで頭痛などの健康被害が出たも  
ので、欧米では大きな問題になりました。SBSはなかったものの、日本ではシック  
ハウスが問題になったのはご存知の通りです。建築基準法の改正が行われましたが、  
依然として日本では居住後の住み方を対象とした法律整備は行われていません。

また居住者のライフスタイルや暮らし方、いわゆる居住ニーズは多様化、高度化し  
ている反面、自らの住居の改善や工夫については、積極的な取り組みがありません。  
暮らしに合った住まいを作るというより、住まいに合わせて暮らすことが、当たり前  
になっています。この意識を変え、居住者の動機付けが図れるような、支援が求めら  
れています。

環監は、日常業務の中で、室内空気質や水質、害虫などの知識を有しています。こ  
れらの技術と、対策の必要性を判断する能力、対策の方法や手段を提示する能力が必  
要となります。ビルには管理者がいますが、住居では居住者が管理者なので対策等  
をわかるように伝えることが必要になります。

環監の技術を居住衛生対策へ発展させるには、監視員の技術・能力の質を確保する  
と同時に、保健師等の他の職種との連携が求められます。本日のフォーラムでは、環  
監の技術を居住衛生対策へ発展させるために、必要なことを考えていきます」

次に本日の基調講演として、東京都文京区文京保健所の環監である中臣 昌広さん  
から「居住衛生の確保のために環境衛生監視ができること 東日本大震災被災地の避  
難所環境対策の実例を通して」と題してお話をいただきました。

「今日は2つの話をします。一つは保健所の環監の仕事、現在どのような業務を行っ  
ているかということです。もう一つは東日本大震災被災地の避難所に行き、現地の空  
気環境の実態を調査し、環境衛生対策を助言したことについて報告します。

まず環監の仕事ですが、第一に環境衛生関係施設の許認可・監視指導、第二に建築  
物や水の衛生、そして第三に生活衛生関係として室内の環境調査などの仕事をしてい  
ます。

環境衛生関係施設の許認可・監視指導では、理美容所や旅館、公衆浴場などの立入  
検査を行います。特に浴場のレジオネラ症の発生防止対策として、浴槽水やシャワー  
のレジオネラ属菌の検査を行い、また営業者に対しての講習会も実施しています。

建築物や水の衛生では建築物衛生法に基づく立入検査で、設備や書類の審査をする  
と共に、空気環境や残留塩素などの測定も行います。

生活衛生関係の業務としては、アレルギー相談事業として区民の相談を受け付け、  
パンフレット等を使って普及啓発を行っています。必要に応じてダニアレルゲンや換  
気状況など、室内環境の調査で家庭を訪問します。アレルギー対策の講習会を行う  
こともあります。

監視員の知識を社会に還元するために、月刊「地域保健」に記事を連載しています。  
また「水の安心生活術」「雨、太陽、緑を活かす小さな家」などの出版物の執筆をし  
てきました。

次に東日本大震災の被災地避難所に行った際の活動について報告します。

なぜ被災地派遣に応募したかですが、阪神淡路大震災の時に現場を訪ね、その時の  
居住環境の調査を通して、被災地の衛生面で環監が支援できることがあることを感じ  
ました。

派遣の概要は平成23年5月18日から25日までの8日間、場所は宮城県気仙沼市唐  
桑総合支所、本吉総合支所で保健師2名、事務1名と一緒に行きました。この中で、  
唐桑総合支所にいた3日目から6日目まで、避難所の住環境・健康調査を行いました。

支所では毎朝支援活動の打ち合わせを行うのですが、ここで避難所の環境について問題提起をしたところ、現地の職員からぜひ行って欲しいという声があり、避難所の住環境・健康調査が始まりました。

調査としては、避難所生活をしている人からの聞き取り、施設の点検、測定器を用いた空気環境調査などを行い、結果をまとめました。それを基に、生活者への環境衛生面の健康教育を行いました。同時に調査報告を提案書として作り、避難所に必要なものの提案をしました。

施設の環境衛生上の問題としては床面からの冷えを感じる訴えがあり、風邪やインフルエンザの発生が懸念されました。また、ハエの発生がありました。網戸がないこと、下水が復旧していない時のトイレの紙の始末など感染症の発生が心配される状況がありました。空気環境測定の結果では、二酸化炭素濃度の高い避難所があり、石油ストーブの使用時の換気を助言しました。温度の低い場所については、暖房や風除けの工夫を行いました。

健康教育では、避難所の皆さんと車座になってお話をし、問題解決を一緒に考えることにしました。また報告書にも避難所の方の要望を多く入れて、具体的な提案をして、その後すぐに掃除機が配置されました。

今回の経験により、環監が避難所の住環境整備について助言できることが確認できました。避難所の健康維持には保健師の役割が大きいですが、環監が連携することで、より効果的な健康対策が出来ます。

環監が立入検査や室内環境調査等で培った知識、能力を活かして、実際に避難所の施設の衛生状態や、空気環境の向上に寄与することが出来ました。

本活動は建築物環境衛生管理全国大会で発表させていただき、事例報告部門の最優秀賞を受賞しました。色々な場面で環監の活動をPRしていきたいと思います」

次に東京都港区みなと保健所の環監である神子佐恵さんから、港区が行っている居住環境の取り組みの実例について報告を受けました。

「港区では環監が住まいの環境相談に対応し、次の事業を行っています。

まず母親学級における情報提供です。保健師や助産師による情報提供に加えて、私たちが住まいの環境の話をしています。ダニアレルゲンを少なくするための掃除方法や換気の仕方、湿度管理のポイントを伝えています。時間が短いので、相談窓口があることをお伝えすることに重点をおいています。

次は児童館における講習です。お子さんの相手をしながらの講習会なので、概要をざっと話した後は、個別相談に対応することがメインになります。母親学級と違って和気藹々とした雰囲気で行え、お母さん方の生の声を聞くことができるのが楽しみの一つです。出前講座として区民団体や町会が主催する学習会に、職員が出向き講義を行うこともあります。

また港区ではほぼ全ての建築物を対象に、建築物衛生法に準じた要綱を定め、建築確認申請時に設計者を指導しています。入居者と設計者の架け橋となれるよう、設計者には保健所によせられる相談や居住環境調査の経験を伝え、入居者には事前指導していることを伝えています。

相談対応としては、ダニアレルゲン調査や空気環境の測定、室内の換気状況などを現場で確認し、助言しています。保健師から調査の依頼を受けることもあります。

居住環境への取組みに監視員の知識と技術を活かすことは、区民の健康維持だけでなく、監視員の能力向上につながると思います。またその対応では、相談者の不安を解消できた実感でき、感謝の気持ちを肌で感じることが出来ます。今後も監視員の技術を磨きながら、居住環境への取組みを進めていきたいと思っています」

## ★ケーススタディ

その後、少人数のグループに分かれて、ケーススタディを行いました。まず参加者から、基調講演・報告に対する意見や感想を述べてもらいました。

現状の悩みとして、人手も少なく、業務が多岐にわたり、なかなか住環境への取組みができないことが述べられました。

また、保健所の踏み込みの範囲、ニーズの把握の難しさ、知識・技術を居住環境の相談事例へ適用する方法や能力、経験不足により測定値が応用できない、など、実際に行う場合の不安感を述べている意見も多くあげられました。

これは実際に住環境調査等に対し、頻繁に取組むことが難しい自治体の職員にあっては当然の不安であり、正しい反応と考えられます。

反面、実際に住環境への取組みを行っている自治体もあり、衛生害虫やシックハウス（化学物質）関係の相談を中心に取組み実例も紹介されました。

また測定以外の監視員が求められる技術については、住民とのコミュニケーション技術、問題に気づく能力、活動を面的に広げる技術などがあげられました。

全体としては、実例として示された中で、環境衛生監視としては住環境への関与の重要性や、やりがいを感じるものの、業務的にまた能力的に、果たしてできるのかという不安も隠せない状況を表した感想・意見が多く出されました。

次に用意された事例について、グループごとに①初期の対応、②具体的な調査、③対応の際の注意事項、④保健所が相談者に提供できるものについて検討をしました。

理想的な対応を取れる人的、物的条件が整っているという設定で検討をした結果として、前向きで的確な対応が、各グループから発表されました。

最後に、今回の講師である中臣さんの、被災地に空気環境測定機の機材を持ち込んだ勇気が、環監の技術を居住環境へ発展させるために必要なことの一つであることを確認して、フォーラムを終了しました。

フォーラムの際に調査しました、自治体における環境衛生関係の測定業務の実施状況、基調講演・報告に対する感想・意見のまとめ、ケーススタディの検討結果の詳細については「住まいと健康」ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

## ★事務局より

ケーススタディのまとめ等を、「住まいと健康」ホームページに掲載しています。ホームページアドレスは下記の通りです。

<http://hwm3.wh.qit.ne.jp/go-sumai>

### 事務局

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院 鈴木 晃・阪東美智子

TEL 048-458-6248(鈴木) FAX 048-458-6253

事務局不在のときが多いので、ご連絡はFAXをお願いします。